

かざぐるま指定生活介護サービス利用契約

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号平成18年9月29日）」第9条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいて頂きたいことを事業者が説明するものです。

1 サービスを提供する事業者

名 称	一般社団法人 風
所 在 地	倉敷市水島南瑞穂町9番26号
電話番号/FAX	TEL 086-444-3858 FAX 086-444-3859
代表者氏名	代表理事 坂本 章伍
設 立 年 月	平成28年4月1日

2 ご利用施設

事業の種類	指定生活介護 平成28年7月1日倉敷市指定
事業所の名称 (事業所番号)	かざぐるま (3310202803)
事業所の所在地	倉敷市水島南瑞穂町9番26号
連 絡 先	TEL 086-444-3858 FAX 086-444-3859
管 理 者	佐藤 真一
サービス管理責任者	小山 美穂
通常の事業の実施地域	倉敷市
営業日	月曜日から金曜日 ※土曜日は営業とすることがある。但し、管理者が必要と認めた場合は変更することがある。
休業日	日曜日、祝日、盆(8/13~8/15) 年末年始(12/30~1/3) ※但し管理者が必要と認めた場合は変更することがある。
受付時間	営業日の8時00分~17時00分

サービス提供時間	9時00分～16時00分 ※但し、行事等で変更となる場合がある。
主たる対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者
定 員	20名／日
開設年月日	平成28年7月1日

3 事業の目的・運営方針

目 的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく、指定生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関することを定め、支給決定を受けた障害者に対し、事業所の従事者が適正な指定生活介護を提供することを目的とする。
運営方針	1、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作活動の機会の提供を適切かつ効果的に行います。 2、事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 3、事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建物	構 造	鉄骨造 2階建 (耐火建築物)(耐震構造)
	敷地面積	261.90 m ²
	延べ床面積	198.84 m ²

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
作業室	1F 1室 2F 1室	障害特性に応じた作業室を設置。 障害特性に応じた作業室を設置。
多目的室	1室	体調不良時の静養等に使用。
相談室	1室	プライバシーに配慮した構造。
介護バス	1室	ユニットバス、リフト浴、手すり設置
洗面脱衣所	1室	車椅子にて使用可能。
介護トイレ	1室	身体状況に応じた設備。
便 所	2室	身体状況に応じて使用。
調理室	1室	調理作業時使用。

当事業所では、厚生労働大臣の定める基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

※設備利用上の注意事項

当事業所において、各部屋・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ①利用者が相互に気持ちよく利用できるよう美化に努めてください。
- ②備品等については、大切に取扱ってください。
- ③生活介護サービス利用の際に、利用者の過失によって各室・備品に破損が生じた場合は、賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合においても、その賠償をしていただくことがあります。

5 サービスを提供する職員の配置状況

職員の配置状況

職 名	員 数	職務内容	勤務時間
管理者	1 名（常勤）	事業所運営に関する管理業務	8：00～ 17：00
サービス管理責任者	1 名（常勤）	サービス利用に係る調整、支援計画等の作成、サービス管理業務	8：00～ 17：00
生活支援員	6 名（常勤）	日常生活上の支援、相談、介護を行う。 ※介護福祉士 1 名	8：00～ 17：00
看護師	1 名（非常勤）	日常生活上の健康管理に関する業務を行う。	8：00～ 17：00

当事業所では、厚生労働大臣の定める基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

例えば、週 20 時間勤務する職員を常勤換算した場合は 0.5 となります。

6 サービスの内容

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。 ア) 入浴・排泄 必要に応じて介助、確認を行います。 イ) 着脱衣 必要に応じて介助、確認を行います。 ウ) 整容 食後の歯磨き・洗面の援助、介助、確認等個性を尊重した適切な整容を支援します。
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食事の提供	栄養、利用者の身体の状況及び希望を考慮した食事の提供に努めます。 (昼食：12:00～) 食事形態 普通食／刻み(一口大～細切り)／ミキサー食 等
訪問支援	利用者の状況に応じて、ご自宅等に訪問し、状態の確認及び相談、援助を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。 (協力医療機関) ・ 病院名：水島第一病院 ・ 場 所：倉敷市水島神田 2-3-33 ・ 診療科：内科・禁煙外来・睡眠時無呼吸症候群・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・歯科・口腔外科・婦人科 ・ 病院名：雨宮医院 ・ 場 所：倉敷市北畝 4-17-12 ・ 診療科：内科・胃腸科・外科・リハビリテーション科
創作活動	絵画、お菓子作り等の創作的活動を支援します。
文化的活動	音楽、ゲーム、イベント参加等の社会参加活動を実施します。
身体機能及びADLの維持、向上	利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための機会を提供します。

入 浴	利用者の希望及び心身の状態に応じて個別浴槽にて入浴することができます。
行 事	季節に応じた行事を適宜取り入れ、同時に地域との交流を積極的に進めていきます。
送 迎	利用者の希望に応じて送迎を行います。
ご家族との連絡	利用者の希望により連絡ノートを通じて、利用時の様子をお伝えします。
欠席時対応	利用者が急病等により利用を中止した日や前々日までに中止の連絡があった際は、連絡調整や相談援助を行う。(月に4回まで。)

(2) サービス利用にかかる実費負担額

項目	金 額
食事代金	480円(税込)
行事や講座等に係る費用	実 費
外出時の交通費	実 費
キャンセル料	利用時に該当する食事代金をキャンセル料としていただきます。なお、キャンセル料の対象は前日の正午12時までにご連絡がない場合と致します。
日常生活上必要となる経費	実 費
入浴	一回 300円

＜サービスの概要＞

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。

(3) 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無等)

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	(2) なし		

7 利用料金

(1) 介護給付費等対象サービス利用料金

介護給付費等対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。

このサービス料金のうちの一部（原則 9 割）は市町村から介護給付費等が支給されます。介護給付費等は当事業所が市町村から直接受け取りますので、利用者は、サービス料金から介護給付費等の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則サービス料金の 1 割です。）を当事業所にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額は原則、サービス料金の 1 割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が 1 ヶ月の負担の上限額となりますので、記載されている金額以上ご負担いただく必要はありません。

(2) 介護給付費等対象外サービスの料金

上記「6 サービスの内容（2）サービス利用に係る料金」に記載の料金を当事業所にお支払いいただきます。

(3) 利用料金のお支払方法

利用者は事業者から請求された額を、事業者の指定する方法に従ってお支払い下さい。

8 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前 8：00～午後 17：00 です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上で必要となる他事業所及び医療機関等との連絡調整や、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

9 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、天災や事故等が発生した場合には、利用者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
---------------	--

緊急連絡先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊急連絡先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

10 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等

当事業所 苦情受付窓口	・ 責任者 (管理者) 佐藤 真一 ・ 受付担当者 (サビ官) 小山 美穂 ・ 受付時間 営業日 8 : 00 ~ 17 : 00 ・ 電話番号 086-444-3858 - F A X 086-444-3859
倉敷市障がい福祉課	・ 所在地 倉敷市西中新田640番地 ・ 電話番号 086-426-3305 ・ 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 15
岡山県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	・ 所在地 岡山県北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内 ・ 電話番号 086-226-9400 ・ 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00

11 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	・ 別途定める消防計画に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施いたします。
防災設備	・ 誘 導 灯 有 ・ ガス漏れ報知機 有 ・ 非常用電源 有 ・ 消火器 有 ・ カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
消防計画	消防署への届出日： 令和7年9月 防火管理者： 佐藤 真一
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社 加入保険内容：賠償責任保険

12 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

指定生活介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 住 所 倉敷市水島南瑞穂町 9 番 2 6 号
名 称 一般社団法人 風
代表理事 坂本 章伍

印

説明者 事業所名 生活介護事業所 かざぐるま
住 所 倉敷市水島南瑞穂町 9 番 2 6 号

職 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 :

氏 名 :

印

(※必要に応じて)

法廷代理人又は立会人

住 所 :

氏 名 :

印

身元引受人

住 所 :

氏 名 :

印